

令和2年第1回定例（3月議会）市議会一般質問項目（初稿）

中津市議会議員 大塚 正俊

1. 中津市の財政は大丈夫か

昨年11月26日、杵築市は、「令和5年度に国の財政再生団体に転落する恐れがある」として3年間の緊急対策の原案を公表しました。財政調整基金が激減しており「このまま推移すれば令和4年度には枯渇する」と説明し、全ての既存事業を抜本的に見直すこととし、年間10億円の削減を目標としています。

財政の柔軟性を示す「経常収支比率」は、平成30年度決算で100・9%となり、100%超えは自由に使える一般財源から社会保障費など経常的な経費を賄えないことを意味しています。経常収支比率は平成27年度の90・7%から平成29年決算で98・5%に達し、わずか3年で10ポイント上昇しました。

平成30年度決算における杵築市の地方自治体の財政の健全度を測るものさしである財政健全化判断比率の実質赤字比率はマイナス、連結実質赤字比率もマイナス、実質公債費比率は早期健全化基準（イエローカード）25%に対して10.6%、将来負担比率は早期健全化基準350%に対して46.6%と4つの指標はすべて基準内となっており、財政破たんを予防するための指標にはなり得ていないことが露呈しました。

杵築市の説明会資料によれば、杵築市の財政は、子ども・子育て制度の充実に伴う負担の増加、障がい者の自立支援の充実、生活保護扶助費の増加など少子高齢化、貧困対策などによる社会保障経費の増加、昭和50年代から一部事務組合方式で行ってきた共同事務に係る施設の更新需要（藤ヶ谷清掃センター、消防組合本庁舎、秋草葬祭場など）による一部事務組合負担金の増加、事務事業の多様化に伴う職員数の増による人件費の増加などにより経常的経費が大幅な増加をする一方、歳入では、普通地方交付税が合併算定替えの終了により平成27年度から段階的に削減されたことなどにより経常的収入も減少してきました。

更に、合併特例債の発行期限が迫るなか、活用できる財源があるうちに懸案となっていた大型事業（錦江橋改良事業、杵築中学校改築事業、市立図書館改築事業、学校給食センター改築事業等）を実施すべきであるとの考え方から、短期間で集中して実施してきたことにより、今後、公債費の増加は必至であり、後年度の財政運営の大きな課題となっています。としています。

今回の杵築市の財政悪化の報道を受け、皆様方から中津市の財政は大丈夫かとの声が寄せられています。

(1) 財政再生団体に転落する危険性

中津市における平成30年度決算の財政健全化判断比率の実質赤字比率の実質赤字比率はマイナス、連結実質赤字比率もマイナス、実質公債費比率は早期健全化基準（イエローカード）25%に対し5.7%、将来負担比率は早期健全化基準350%に対して36.9%と4つの指標はすべて基準内となっています。しかし、経常収支比率は平成21年度決算の89.5%に対して平成30年度決算では96.6%と年々増加傾向にあり、財政の硬直化「家計に余裕

がない状態」になっています。平成 30 年度決算における財政調整基金残高は 28.8 億円と目標である 25 億円以上を確保できていますが、職員退職手当基金や地域振興基金などのその他の基金の取り崩しがここ数年で加速化し、平成 21 年度決算残高の 92.8 億円に対して平成 30 年度決算では 65.1 億円となっています。

そこで、中津市の財政再生団体に転落する危険性について伺います。

(2) 財政運営の基本的な方針

財政健全化判断比率の指標が基準内だからと言って決して「健全」とは言いきれません。地方自治体はこの数値だけ安心することなく、しっかりと将来を見据えた財政運営を行わなければなりません。そこで、財政の健全化に向けた中津市の財政運営方針について伺います。

②中津市行政サービス高度化プランでは、令和 3 年度末における財政調整基金の 25 億円以上の確保、市債発行額は、元利償還額以下に抑え、普通会計の市債残高を 400 億円以下に減少させることとしていますが、その達成は可能かどうか伺います。

③平成 17 年の合併以降の地方債元利償還額のピークは、平成 28 年度の約 55.7 億円、それ以降は減少傾向となっており、平成 30 年度決算では約 51.6 億円となっています。そこで、令和元年度（決算見込み）と令和 2 年度当初予算における地方債元利償還額を伺います。

④引き続き地方債元利償還額を減らしていく必要がありますが、令和 3 年度以降、令和 2 年度当初予算における地方債元利償還額上回る年度はあるのか。

(3) 持続可能な財政運営に向けて

中津市の経常収支比率は平成 21 年度決算の 89.5%に対して平成 30 年度決算では 96.6%と年々増加傾向にあり、必ず支払わなければならない義務的経費が増加し、新しい政策への投資が出来なくなる「お金がない」状態になりつつあります。一般的には、70~80%が適正、80~90%弾力性をやや欠く、90~100%弾力性を欠く、100%以上硬直化=新たな投資ができないとされています。

そこで、経常収支比率を低下させる方策についてについて伺います。

②一般的に、経常収支比率をさげるために最初に出てくるのが人件費（ラスパイレス指数）の削減です。杵築市の財政悪化の最大の原因は、短期間に大型事業を実施したことと分析しています。合併による地方交付税の優遇措置が終了し、地方交付税や税収が減少してくる中、市長に大型事業はやめましょうとストップをかけられなかったことに問題があると思います。そこで、奥塚市長は特に財政に詳しいのでこんな無理はしないと思います。仮に大型事業を実施すると言い出した時に、市役所内では誰が市長にストップをかけるのかお聞きします。

③成熟社会の自治体行財政運営としては、新たに建設事業を行うのではなく、既存インフラの維持管理に力を入れ、長期にわたって活用する政策が必要になります。つまり、ハード事業の投資的経費を増やすより維持補修費を充実させ、環境や社会教育、地域福祉などソフトな行政サービスへ転換することです。

そこで、令和元年3月に公表した財政推計では令和2年度以降の普通建設事業費を55億円に縮減するとしています。さらに前倒しして平成30年度決算額の約50億円（一般財源充当額9億円）以下、第1期中津市行財政改革5ヵ年計画」に係る財政推計の45億円（一般財源充当額8億円）以下に縮減すべきと考えますが如何ですか。

2. 合併処理浄化槽の普及にむけて

中津市の公共下水道事業は、公共用水域の水質保全や住生活環境の改善、内水面の浸水対策等を目的に現在整備中の旧中津市と事業完了している旧三光村・旧山国町の計3処理区で事業を行っています。

中津処理区は、昭和54年3月に第1期事業計画として312haの事業認可を受け事業に着手し、昭和61年4月に供用開始を行いました。事業の進捗により区域を拡大しながら現在、第6期計画として全体計画2,588ha、事業計画1,434haの整備を行っています。

平成31年3月末現在、公共下水道の整備率は認可区域内で約58%となっており、認可区域内(1434ha)に下水道が普及するのに10年から20年、事業費約80億円、下水道全体区域(2588ha)では50年から60年、事業費約400億円が必要と試算されています。

市では、平成30年度よりこの未整備区域について、国の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を基本に、概ね10年以内に下水道が整備可能な区域を設定し、下水道による集合処理区域と浄化槽による個別処理区域の区分の見直しの検討を行ってきました。

(1) 下水道全体計画と認可区域の見直し

昨年11月、市内3か所において公共下水道区域の見直し（案）について説明会を開催しましたが、今回の全体計画、認可区域の見直しの概要と見直しに至った経過、説明会で出された意見について伺います。

②中津市の下水道特別会計の一般会計からの繰入額は平成30年度決算では約9.3億円、地方債残高は約135億円、起債償還額は約7.4億円となっており、工事等に要する資本費はもとより、下水道使用料で維持管理費も賄えない実態にあります。このまま事業を継続・拡大することは一般会計を圧迫することとなります。今回の見直しにより下水道経営戦略における投資・財政計画の令和8年度の一般会計繰入金約5.8億円？ほどの程度削減することが可能となるのか伺います。

(2) 公共浄化槽（市町村設置型）の検討

今回の見直し区域（凍結区域）において、公共下水道区域から合併処理浄化槽区域に汚水処理計画を変更し、下水道を整備しない区域は合併処理浄化槽へ転換することとなります。

個人設置型の合併処理浄化槽では、浄化槽設置にかかる個人負担が総事業費の約60%（改築36%）となることから、国は公共浄化槽（市町村型）に対して循環型社会形成推進交付金制度（個人担1/割、市町村17/30、国10/30）を創設しています。

市町村設置型は、宅内配管（トイレ等の改修を除く）と合併処理浄化槽設置を市町村が実施し、維持管理も市町村が実施するものです。

公共用水域の保全を目的として合併処理浄化槽の整備を促進するこの制度の導入について伺います。

（3）下水道への接続と合併処理浄化槽の設置に係る経費

個人が合併処理浄化槽を設置する場合と下水道へ接続する場合では、個人負担額に大きな開きがあり、その差額を埋める支援が必要と考えます。

そこで、1戸当たりの下水道整備にかかった費用と合併処理浄化槽設置に係る経費、その内訳、またそれぞれの個人負担額について伺います。

②明らかに、合併処理浄化槽設置の個人負担が大きくなります。現在の5人槽 332,000円（改築の場合 532,000円）の補助額の引き上げが必要と考えますが如何ですか。

③現在、下水道区域、農業集落排水区域、小規模集合排水区域以外の区域で家を新たに建てる場合は、必ず合併処理浄化槽を設置するように義務化されているのか伺います。

④合併処理浄化槽の設置に係る経費に含まれる土地改良法に基づく土地改良区に支払う水路使用料・調査手数料等（大井手土地改良区 102,500円、荒瀬土地改良区 7万円）については、下水道事業を廃止した区域については負担すべきと考えますが如何ですか。

⑤浄化槽を設置する地区によっては、土地改良区とは別に地元負担金等を徴収している団体があるそうですが、市はその実態を把握しているのか伺います。

⑤ちなみに、新築や浄化槽の改築の際、合併処理浄化槽の設置について放流同意の提出は求めているのか伺います。

⑥昭和63年10月27日付、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「いわゆる放流同意問題について」の第3号の「地域住民の慣習として放流同意が存在する場合には、浄化槽に対する理解、知識の普及を図り、不合理な放流同意の解消に努められたいこと。」と記載されていますが、地元負担金等を徴収している団体にどのような指導を行っているのか伺います。

（4）下水道使用料と合併処理浄化槽の維持管理経費

合併処理浄化槽を設置すると浄化槽法第11条の基づく法定検査に5000円、年3回以上の維持管理点検、汚泥抜き取りで約50,000円、電気代、ブロアーの修理等を除いて年間約55,000円（月額約4,600円）の費用が発生します。我が家の水道使用量は20m³/月なの

で、下水道使用料は 3,300 円となっています。その差額は月額 1,300 円、年間 15,600 円となります。下水道に接続できずに合併処理浄化槽を設置したご家庭には、この差額分を補助すべきと考えますが如何ですか。

3. 市役所、消防本署の災害への備え

近年、東日本大震災や熊本地震、ゲリラ豪雨の発生、また、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害等に対して、地域の防災拠点としての機能を果たす庁舎や消防本部の在り方が問われています。

昨年 10 月の台風 19 号による洪水で宮城県丸森町役場が浸水し、防災拠点としての機能不全となった事案が発生しました。国土交通省の「地点別浸水シミュレーション検索システム」(洪水浸水想定区域(想定最大規模))によると、三口の堤防が決壊(破堤)した場合、消防本署で約 50 cm、市役所で 3.0m の深さまで浸水する推計となっており、防災拠点としての機能を果たせるかどうか不安を感じています。

(1) 山国川の堤防決壊、停電への備え

そこで、豪雨による堤防決壊や台風・地震等による停電に対応できる各種行政データの保存、自家発電、空調設備、消防資機材の災害への備えはどのようになっているのか伺います。

②災害対策本部が設置される市役所や災害対応の最前線となる消防本署は、防災拠点としての機能を果たすことができるのか伺います。

(2) 消防本署の移転計画

消防本署は、山国川の堤防決壊等で浸水の恐れがあり、老朽化(築 45 年)しており、浸水想定のない、安全で機動的な場所に移転すべきと考えますが如何ですか。

②具体的には、永添総合運動公園東側の残土置き場への移転を検討してはどうかと考えます。消防本署の建物、駐車場、訓練場所を除いて、通常は運動公園の駐車場として使用し、災害時には災害対応の拠点となる広場、駐車場として活用してはどうかと考えますが如何ですか。